

さいたま市告示一覧

（令和2年2月16日から
同月29日まで）

【目次】

- | | | |
|-------|-------------------------------|------------------------|
| 第287号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第288号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第289号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第290号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局北部建設事務所建築指導課】 |
| 第291号 | 屋外広告物の保管 | 【都市局北部都市・公園管理事務所管理課】 |
| 第292号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第293号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第294号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第295号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第296号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第297号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局北部市税事務所納税課】 |
| 第298号 | 公印の新調 | 【総務局総務部総務課】 |
| 第299号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第300号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局南部市税事務所納税課】 |
| 第301号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局南部市税事務所納税課】 |
| 第302号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第303号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第304号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

第305号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第306号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第307号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第308号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第309号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第310号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第311号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第312号	市が実施する一般競争入札	【大宮区役所区民生活部総務課】
第313号	市が実施する一般競争入札	【市長公室シティセールス推進課】
第314号	行旅死亡人の取扱い	【桜区役所健康福祉部福祉課】
第315号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第316号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】
第317号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】
第318号	書類の送付に代わる公告	【都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所】
第319号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局北部建設事務所建築指導課】
第320号	放置自転車等の撤去及び保管	【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
第321号	組合が施行する土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧	【都市局まちづくり推進部区画整理支援課】
第322号	組合が施行する土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧	【都市局まちづくり推進部区画整理支援課】
第323号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第324号	居宅サービス等を行う事業者又は施設の指定	【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
第325号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

- 第326号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第327号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第328号 令和元年台風第19号による被災納税者に対する市税の申告等の期限の指定
【財政局税務部税制課】
- 第329号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第330号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第331号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第332号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第333号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第334号 資格審査に関する告示
【財政局契約管理部契約課】
- 第335号 市街地再開発事業の施行区域となるべき区域の公告
【都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所】
- 第336号 市街地再開発事業の都市計画の決定
【都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所】
- 第337号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第338号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第339号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の廃止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第340号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の休止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第341号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第342号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

- 第343号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第344号 地区計画等の原案の種類、縦覧場所等
【都市局都市計画部都市計画課】
- 第345号 一般競争入札の中止
【財政局契約管理部調達課】
- 第346号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第347号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第348号 さいたま市地価公示に関する図書閲覧規程の一部を改正する告示
【都市局都市計画部開発調整課】
- 第349号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第350号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部調達課】
- 第351号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】
- 第352号 都市公園の供用開始
【都市局都市計画部都市公園課】
- 第353号 告示した事項の修正
【財政局契約管理部契約課】
- 第354号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】

さいたま市告示第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区宮町二丁目467番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年11月6日

第 変-N2019090号

4 検査済証番号

令和2年2月14日

第完-N2019090号

さいたま市告示第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区北袋町二丁目192番1、192番3、193番1、193番2、193番3、
194番1、194番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

札幌市東区東苗穂五条二丁目6番10号 MID不動産株式会社 代表取締役 相川 政二
蓮田市西新宿五丁目147番地 株式会社 MID 代表取締役 相川 政二

3 許可番号

令和2年 1月23日

第変2N30031号

4 検査済証番号

令和2年 2月14日

第完-N30031号

さいたま市告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字東宮下字諏訪816番4、817番3、818番1、819番5、
819番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区西池袋五丁目13番13号
東都観光バス株式会社 代表取締役 宮本 克彦

3 許可番号

令和元年9月20日
第開-N2019076号

4 検査済証番号

令和2年2月14日
第完-N2019076号

さいたま市告示第290号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年2月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
- (2) 氏名 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市見沼区大字東宮下字梅ノ木348番1、同番6
- (2) 指定の年月日 令和2年2月14日
- (3) 指定の番号 第北19-031号
- (4) 道路の幅員 4.50m
- (5) 道路の延長 34.98m

さいたま市告示第291号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成14年条例第109号)第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- (1) はり札 618枚
- (2) 立看板 21個

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり（別紙省略）

3 保管場所

さいたま市北区本郷町1872番地

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市 都市局北部都市・公園管理事務所 管理課 都市管理係
- (2) 電話 048(646)3178

さいたま市告示第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字中釘字宮前645番10、645番17

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年 9月24日

第開 - N2019064号

4 検査済証番号

令和2年 2月18日

第完 - N2019064号

さいたま市告示第293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市緑区大字大崎字松原後2753番5、2753番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和元年6月13日
第 開 - S 2 0 1 9 0 1 0 号
- 4 検査済証番号
令和2年2月18日
第 完 - S 2 0 1 9 0 1 0 号

さいたま市告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市緑区大字代山字坂口台516番1、516番9、516番10、518番3、518番4、518番5、518番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都江東区亀戸1-39-5
ビルトホーム株式会社 代表取締役 大畑 元三
- 3 許可番号
令和元年12月24日
第開-S2019078号
- 4 検査済証番号
令和2年2月18日
第完-S2019078号

さいたま市告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市浦和区常盤八丁目14番2、14番5、18番1、18番4、18番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市南区南浦和二丁目12番17号

社会福祉法人 まあれ愛恵会 理事長 海田 昭彦

3 許可番号

令和2年1月17日

第 変 - S 3 0 0 8 2 号

4 検査済証番号

令和2年2月18日

第 完 - S 3 0 0 8 2 号

さいたま市告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区奈良町56番5、56番6、56番45、56番46、56番47、56番48、56番49、56番50

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市浦和区常盤十丁目15番16号

ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫

3 許可番号

令和元年12月18日

第開-N2019119号

4 検査済証番号

令和2年2月19日

第完-N2019119号

さいたま市告示第297号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、つぎのとおり公示送達をする。

令和2年2月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 市県民税（普通徴収） 督促状
- ・ 市県民税（特別徴収） 督促状
- ・ 固定資産税・都市計画税 督促状
- ・ 軽自動車税 督促状
- ・ 国民健康保険税（特徴） 督促状

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3081

さいたま市告示第298号

公印の新調をしたので、さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）第15条の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年2月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 新調した公印の種類及び個数

- | | | |
|---------------|--------------|----|
| (1) 岩槻人形博物館専用 | さいたま市長印 | 1個 |
| (2) 岩槻人形博物館専用 | さいたま市長職務代理者印 | 1個 |
| (3) 岩槻人形博物館 | さいたま市出納員印 | 1個 |
| (4) 岩槻人形博物館 | さいたま市出納員領収印 | 1個 |

2 新調した公印の印影

別紙のとおり（別紙省略）

3 使用開始年月日

令和2年2月22日

さいたま市告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月20日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市浦和区木崎五丁目381番1、381番16
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市南区南浦和2-12-17
社会福祉法人まあれ愛恵会 理事長 海田 昭彦
- 3 許可番号
令和2年1月31日
第 変 - S 3 0 0 2 8 号
- 4 検査済証番号
令和2年2月19日
第 完 - S 3 0 0 2 8 号

さいたま市告示第300号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和2年2月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

差押調書（謄本）

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第301号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和2年2月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字西新井字大山104番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年 1月30日

第変-N2019034号

4 検査済証番号

令和2年 2月20日

第完-N2019034号

さいたま市告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区西大宮四丁目25番5、25番8、25番11、25番12、25番13、
25番14、25番15、25番16、25番17、25番18、25番19
（第2工区・全工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2
株式会社 中央住宅 代表取締役 品川 典久

3 許可番号

令和元年 6月14日
第変2N30185号

4 検査済証番号

令和2年 2月20日
第完2N30185号

さいたま市告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区三橋五丁目1018番1、1018番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市西区三橋五丁目635番地

無垢スタイル建築設計株式会社 代表取締役 西田 光吉

3 許可番号

令和元年9月11日

第変-N30176号

4 検査済証番号

令和2年2月20日

第完-N30176号

さいたま市告示第305号

さいたま市の発注する「滝沼排水路整備工事（北河R2）」ほか10件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定

めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）

ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事

ごとに別に定める。

- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数

制限を行う。

- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-4368-35							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	滝沼排水路整備工事（北河R2）							
工事場所	さいたま市西区大字清河寺地内							
履行期間	契約確定の日から令和2年9月30日まで							
概要	延長 84.3m 土工一式 水路工 U型水路（U900×1300）32.0m（U900×1400）38.1m ボックスカルバート（□900×1000）14.2m 集水柵工1基 仮設工一式 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から						
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3231							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-4365-124								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R2市道30324号線）								
工事場所	さいたま市北区宮原町3丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年6月30日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長292.8m 幅員4.64~4.95m 舗装工 不陸整正（RM-40、補足材 t=3cm程度）1490㎡ 表層工（再生密粒度 As-13、t=5cm）1490㎡ 付帯工一式 建設副産物工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後2時50分								
参加資格	名簿掲載業種等	舗装工事業 C級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成21年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないとできない。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-4384-38								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	芝川第8処理分区外下水道工事（北再-R2S-3301）								
工事場所	さいたま市北区植竹町1丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和2年8月31日まで								
概要	延長60.1m 管きょ工 管きょ布設替工（φ250）28.5m（φ700）31.6m 取付管工 取付管布設替工13箇所 取付管撤去工14箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後3時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成21年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないとできない。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-4384-37								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	芝川第10-3処理分区下水道工事（北再-R2S-3302）								
工事場所	さいたま市大宮区大原6丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年8月31日まで								
概要	延長91.00m 管きょ工 管きょ布設替工（φ200）22.10m（φ250）68.90m 取付管工 取付管布設替工44箇所 取付管撤去工12箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後3時40分								
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成21年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないとできない。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-1748-1								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市堆積土砂排除工事								
工事場所	さいたま市内								
履行期間	契約確定の日から令和2年6月30日まで								
概要	堆積土砂排除工一式 積込 9100 m ³ 土砂運搬 9040 m ³ 処分 9040 m ³								
予定価格（税込）	93,654,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後3時50分								
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室 電話 048-829-1737								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-4456-68								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	暮らしの道路整備工事（市道N454号線外1路線）								
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内外								
履行期間	契約確定の日から令和2年8月31日まで								
概要	延長140m 幅員4.0m 道路土工240㎡ 舗装工275㎡ 排水構造物工 U型側溝131m 土留型自由勾配側溝22m 側溝蓋240枚（VU250）87m（VU200）2m 取付管2箇所 集水樹1箇所 縁石工 アスカーブ40m 構造物撤去工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後4時00分								
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないとできない。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-4487-54								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	芝川右岸第1-2排水区下水道工事（南建-R1-2004）								
工事場所	さいたま市大宮区北袋町2丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年12月11日まで								
概要	延長37.60m 管きょ工 □1200×1700（オープンシールド）29.21m（開削）6.14m（現場打）2.25m 管理用人孔設置工2箇所 仮設工一式 付帯工一式								
予定価格（税込）	97,724,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-4365-117								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R2市道イワ108号線）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字本宿地内外								
履行期間	契約確定の日から令和2年7月31日まで								
概要	延長568.0m 幅員6.0～15.0m 舗装工【夜間】 路面切削（切削深さt=5cm）56㎡ 切削オーバーレイ（切削深さt=12cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）4820㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）4880㎡ 樹脂系スベリ止め舗装30㎡ 付帯工【夜間】一式 建設副産物等処分工【夜間】一式 仮設工【夜間】一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後2時40分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないとできない。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-4487-55								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	浦和第1処理分区下水道工事（南建-R2S-1301）								
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年9月10日まで								
概要	延長269.0m 開削工法（管径200mm、塩ビ管）163.9m 推進工法（管径200mm、塩ビ管、低耐荷力推進工法泥土圧式）105.1m マンホール工 組立1号マンホール2基 現場打ち2号マンホール1基 立坑兼用2号マンホール1基 取付管工14箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	51,678,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後2時50分								
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は大宮区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-4487-56								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	芝川左岸第4排水区下水道工事（南建-R1-2005）								
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年12月18日まで								
概要	延長87.90m 開削工法（管径1100mm、強化プラスチック複合管）87.90m マンホール工 組立3号マンホール1基 矩形マンホール（2135×2135）1基 立坑工 ライナープレート式土留工及び土工一式 鋼製ケーシング式土留工及び土工一式 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後3時00分								
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、北区又は見沼区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-5207-82								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立与野本町小学校校舎（②棟・⑥棟）大規模改修（電気設備）工事								
工事場所	さいたま市中央区本町東3丁目5番23号								
履行期間	契約確定の日から令和3年3月8日まで								
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 雷保護設備工事一式 受変電設備工事一式 情報表示設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 火災報知設備工事一式								
予定価格（税込）	82,093,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月17日（火）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月18日（水）午前9時から 令和2年3月19日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月23日（月）午後3時00分								
参加資格	名簿掲載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月17日（火）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	「さいたま市立与野本町小学校校舎（②棟・⑥棟）大規模改修（建築）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1840								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第306号

さいたま市の発注する「さいたま市立与野本町小学校校舎（②棟・⑥棟）大規模改修（機械設備）工事」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-5207-83							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま市立与野本町小学校校舎（②棟・⑥棟）大規模改修（機械設備）工事							
工事場所	さいたま市中央区本町東3丁目5番23号							
履行期間	契約確定の日から令和3年3月8日まで							
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式							
予定価格（税込）	174,350,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月17日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月18日（水）午前9時から 令和2年3月19日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月23日（月）午後3時10分							
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から						
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月17日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	「さいたま市立与野本町小学校校舎（②棟・⑥棟）大規模改修（建築）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1840							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-4762-16							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	2者による特定共同企業体							
工事名	中央消防署建設（電気設備）工事							
工事場所	さいたま市中央区下落合4丁目1番1外							
履行期間	契約確定の日から令和3年6月18日まで							
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 雷保護設備工事一式 受変電設備工事一式 発電設備工事一式 構内情報通信網設備工事一式 構内交換設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 昇降機設備工事一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月17日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月18日（水）午前9時から 令和2年3月19日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月23日（月）午後3時20分							
参加資格	名簿掲載業種等	代表構成員	電気工事業 A級かつ総合数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）900点以上					
		その他の構成員	電気工事業 A級					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から						
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月17日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	「中央消防署建設（建築）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-4762-17								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	中央消防署建設（機械設備）工事								
工事場所	さいたま市中央区下落合4丁目1番1外								
履行期間	契約確定の日から令和3年6月18日まで								
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 厨房機器設備工事一式 消火設備工事一式 都市ガス設備工事一式 高圧圧縮空気設備工事一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月17日（火）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月18日（水）午前9時から 令和2年3月19日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月23日（月）午後3時30分								
参加資格	名簿掲載業種等	管工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月17日（火）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	「中央消防署建設（建築）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第307号

さいたま市の発注する「（仮称）丸ヶ崎5号公園整備工事」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を

行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。
また、その後開札される他の工事について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の工事の落札候補者でない場合は、当該他の工事の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、

中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

別表

対象工事	ア（仮称）丸ヶ崎5号公園整備工事 イ 令和2年度（仮称）内野本郷第1公園整備工事 ウ（仮称）大門第二1号街区公園整備工事							
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。							
契約整理番号	31-3162-30							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	（仮称）丸ヶ崎5号公園整備工事							
工事場所	さいたま市見沼区大字丸ヶ崎地内							
履行期間	契約確定の日から令和3年2月26日まで							
概要	整備面積 3450㎡ 基盤整備一式 植栽一式 施設整備一式 給水設備工一式 雨水排水設備工一式 汚水排水設備工一式 園路広場整備工一式 遊戯施設整備 工一式 サービス施設整備工一式 管理施設整備工一式 建築施設組立設置工 トイレ1棟 仮設工一式							
予定価格（税込）	129,327,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	造園工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から						
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市都市局都市計画部都市公園課 電話 048-829-1422							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-3162-31								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	令和2年度（仮称）内野本郷第1公園整備工事								
工事場所	さいたま市西区大字内野本郷地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年2月26日まで								
概要	公園面積 8254 m ² 施設撤去工一式 敷地造成工一式 植栽工一式 樹木整姿工 24本 給水設備工一式 雨水排水設備工一式 汚水排水設備工一式 照明灯7基 園路広場整備工一式 サービス施設整備工一式 管理施設整備工一式 パーゴラ1基 便所1基 付帯工一式								
予定価格（税込）	93,885,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後2時20分								
参加資格	名簿掲載業種等	造園工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市都市局都市計画部都市公園課 電話 048-829-1422								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	31-3162-32								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	（仮称）大門第二1号街区公園整備工事								
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年12月18日まで								
概要	整備面積 1990 m ² 撤去工一式 公園土工一式 植栽工一式 給水設備工一式								

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

	雨水排水設備工一式 汚水排水設備工一式 照明灯7基 ダスト舗装 1024 m ² インターロッキング舗装 233 m ² 園路縁石工一式 遊戯施設整備工一式 サービス施設整備工一式 管理施設整備工一式 パーゴラ1基							
予定価格（税込）	58,806,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後2時30分							
参加資格	名簿登載業種等	造園工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から					
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市都市局都市計画部都市公園課 電話 048-829-1422							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第308号

さいたま市の発注する「岩槻第4処理分区下水道工事（北建-R2S-1303）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を

行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。
また、その後開札される他の工事について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の工事の落札候補者でない場合は、当該他の工事の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、

中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。なお、工事ごとに参加資格に定める「所在区分」が異なるため、確認のうえ入札に参加すること。

対象工事	ア 岩槻第4処理分区下水道工事（北建-R2S-1303） イ 芝川第6処理分区下水道工事（北建-R2S-1302） ウ 芝川第9-1処理分区下水道工事（北建-R2S-1301）							
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。							
契約整理番号	31-4387-79							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	岩槻第4処理分区下水道工事（北建-R2S-1303）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字徳力地内							
履行期間	契約確定の日から令和2年11月30日まで							
概要	延長259m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）109m 圧入二工程推進（φ200mm、低耐）122m 鋼製さや管推進（φ300mm）28m マンホール工 鋼製ケーシング内特殊1号マンホール7箇所 取付管工 取付管12箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	83,963,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から						
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課							

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

	電話 048-646-3262	
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180	
契約整理番号	31-4387-78	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	芝川第6処理分区下水道工事（北建-R2S-1302）	
工事場所	さいたま市見沼区大字小深作地内	
履行期間	契約確定の日から令和2年10月30日まで	
概要	延長293.9m 管きょ工 泥土一工程推進（φ200mm、低耐）87.7m（φ250mm、低耐）16.8m 圧入二工程推進（φ200mm、低耐）58.0m 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）131.4m マンホール工 組立1号マンホール1箇所 鋼製ケーシング内特殊2号マンホール5箇所 取付管工7箇所 付帯工一式	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後1時50分	
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）
保証金及び支払方法	入札保証金 免除 契約保証金 要 前金払 有 部分払 有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。 	
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262	
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180	
契約整理番号	31-4387-77	
入札方法	一般競争入札（電子）	

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

参加形態	単体企業								
工事名	芝川第9-1処理分区下水道工事（北建-R2S-1301）								
工事場所	さいたま市見沼区大和田町1丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年9月30日まで								
概要	延長544.3m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）544.3m マンホール工 組立1号マンホール13箇所 取付管工26箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月10日（火）午前9時から 令和2年3月12日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月13日（金）午前9時から 令和2年3月16日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月17日（火）午後2時00分								
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月12日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第309号

さいたま市の発注する「岩槻第1-2処理分区下水道工事（北建-R2S-1304）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を

行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。
また、その後開札される他の工事について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の工事の落札候補者でない場合は、当該他の工事の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、

中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

別表

対象工事	ア 岩槻第1-2処理分区下水道工事（北建-R2S-1304） イ 岩槻第4処理分区下水道工事（北再-R2S-3303） ウ 鴻沼川流域貯留浸透施設整備工事（桜木公園）							
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。							
契約整理番号	31-4387-76							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	岩槻第1-2処理分区下水道工事（北建-R2S-1304）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字金重地内							
履行期間	契約確定の日から令和2年8月31日まで							
概要	延長352.1m 管きょ工 開削（φ200、硬質塩ビ管）352.1m マンホール工 組立1号マンホール4基 組立楕円マンホール3基 小型マンホール1基 取付管工 取付管15箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後3時00分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から						
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

契約整理番号	31-4384-36								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	岩槻第4処理分区下水道工事（北再-R2S-3303）								
工事場所	さいたま市岩槻区諏訪1丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和2年8月31日まで								
概要	延長1419.6m 管きょ工 既設管閉塞1367.1m 管布設替え52.5m マンホール工 既設マンホール撤去53箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後3時10分								
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は債務負担行為該案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	31-4368-39								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	鴻沼川流域貯留浸透施設整備工事（桜木公園）								
工事場所	さいたま市大宮区桜木町4丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年7月31日まで								

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

概要	土工一式 石灰岩ダスト舗装 329 m ² 貯留施設 98 m ³ 排水設備工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後3時20分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から					
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3231							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第310号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R2主要地方道さいたま春日部線外）」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を

行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。
また、その後開札される他の工事について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の工事の落札候補者でない場合は、当該他の工事の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、

中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

別表

対象工事	ア スマイルロード整備工事（R2主要地方道さいたま春日部線外） イ 道路修繕工事（R2主要地方道さいたま幸手線） ウ スマイルロード整備工事（R2市道32546号線） エ 道路修繕工事（R2市道40219号線）							
概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ及びエの入札は無効とする。 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ及びエの入札は無効とする。 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エの入札は無効とする。 							
契約整理番号	31-4365-118							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（R2主要地方道さいたま春日部線外）							
工事場所	さいたま市岩槻区本町5丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和2年7月31日まで							
概要	延長 571.0m 幅員 7.0~8.2m 舗装工【夜間】 路面切削（平均切削厚 5cm） 4660㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm）4660㎡ 付帯工【昼間】 区 画線工 2030m 薄層カラー舗装工（矢羽根）84箇所 道路付属物設置工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から						
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号							

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

	さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	31-4365-122							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	道路修繕工事（R2主要地方道さいたま幸手線）							
工事場所	さいたま市見沼区大字御蔵地内							
履行期間	契約確定の日から令和2年7月31日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長400.0m 幅員6.0m 舗装工 切削オーバーレイ工（切削深さ t=12cm、再生粗粒度 As、t=7cm）2400㎡ 路面切削工（切削厚 t=5cm）12㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度 As、t=5cm）2410㎡ 付帯工一式 建設副産物処分一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から						
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	31-4365-119							

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R2市道32546号線）								
工事場所	さいたま市北区日進町1丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年7月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長280m 幅員9.0m 舗装工 路面切削（平均切削厚5cm）18㎡ 切削オーバーレイ（平均切削厚12cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）2520㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）2530㎡ 付帯工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後2時00分								
参加資格	名簿掲載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	31-4365-120								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R2市道40219号線）								

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

工事場所	さいたま市大宮区三橋4丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和2年7月31日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長377.6m 幅員6.1~7.1m 舗装工 路面切削工（平均切削厚5cm）6㎡ 切削オーバーレイ（平均切削厚12cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）2490㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）2500㎡ 付帯工一式 建設副産物工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から						
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事業ア、イ又はウの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第311号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R2一般県道新方須賀さいたま線）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を

行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。
また、その後開札される他の工事について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の工事の落札候補者でない場合は、当該他の工事の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、

中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

別表

対象工事	ア スマイルロード整備工事（R2一般県道新方須賀さいたま線） イ 道路修繕工事（R2市道30203号線外） ウ 道路修繕工事（R2市道30925号線）							
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。							
契約整理番号	31-4365-132							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（R2一般県道新方須賀さいたま線）							
工事場所	さいたま市見沼区大字南中野地内外							
履行期間	契約確定の日から令和2年7月31日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長218.0m 幅員6.9～7.9m 舗装工【夜間】 路面切削工（平均切削厚 t=5cm）14㎡ 切削オーバーレイ工（平均切削厚 t=12cm、再生粗粒度 As-20、t=7cm）1820㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm）1830㎡ 付帯工【夜間】一式 建設副産物工【夜間】一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後2時20分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から						
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課							

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

	電話 048-829-1180	
契約整理番号	31-4365-123	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	道路修繕工事（R2市道30203号線外）	
工事場所	さいたま市北区大成町4丁目地内	
履行期間	契約確定の日から令和2年6月30日まで	
概要	概算数量発注方式による発注 延長268.4m 幅員5.5~9.5m 舗装工 切削オーバーレイ工（切削深さ7cm以下、再生粗粒度As-20、t=7cm）1670㎡ 切削工（切削深さ6cm超え12cm以下）1670㎡（切削深さ6cm以下）8㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）1680㎡ 付帯工一式 仮設工一式	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後2時30分	
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）
保証金及び支払方法	入札保証金 免除 契約保証金 要 前金払 有 部分払 有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。 	
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223	
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180	
契約整理番号	31-4365-121	

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R2市道30925号線）								
工事場所	さいたま市西区三橋6丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年7月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長135.7m 幅員6.0~9.0m 舗装工【夜間】 路面切削（切削厚 t=5cm）22㎡ 切削オーバーレイ（切削厚 t=12cm、再生粗 粒度 As、t=7cm）1070㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度 As、t=5cm）1090㎡ 付帯工 【夜間】一式 仮設工【夜間】一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年3月3日（火）午前9時から 令和2年3月5日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年3月6日（金）午前9時から 令和2年3月9日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年3月10日（火）午後2時40分								
参加資格	名簿掲載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年2月21日（金）から							
	質問受付期間	令和2年2月21日（金）午前9時から 令和2年3月2日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年3月5日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和2年4月1日以降でないといけない。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第312号

さいたま市大宮区役所文書保管管理等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市大宮区役所文書保管管理等業務

(2) 履行場所

自社内倉庫外

(3) 業務概要

業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31年度・平成32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務名「文書管理」の資格で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市大宮区役所区民生活部総務課
担当 総務係 電話 048(646)3012

(2) 交付期間

告示の日から令和2年3月6日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
 - (4) その他
入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の間、閲覧にも供する。
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和2年3月9日（月）午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 競争入札参加資格の喪失
- 本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができないものとする。
- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき
 - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月12日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市大宮区役所5階 入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 最低制限価格

設定する。（最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月12日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市大宮区役所区民生活部総務課
電話048（646）3012

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 要議決の要否

否

(4) 特記事項

本契約は、履行期間の始期に属する年度にかかる予算の議決を条件として、本契約が成立する。

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市大宮区役所区民生活部総務課及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第313号

さいたま市東京2020大会を活用した市の魅力発信準備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市東京2020大会を活用した市の魅力発信準備業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和2年10月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、さいたま市内に本社又は支店・支社を有し、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」の受注希望業務「企画・運営」、業務「製作等」の受注希望業務「その他の製作等」及び「看板・案内板等」、業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 平成29年度以降に、国又は地方公共団体において、参加者5万人以上のイベントの開催業務の契約実績を2件以上有し、かつこれらを全て誠実に履行した者であること。

- (5) 本入札の告示日において、警備業認定、屋外広告業登録、プライバシーマークの資格を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室シティセールス推進課

担当 石田 電話 048(829)1034

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p069988.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和2年3月2日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和2年3月2日（月）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参（郵送では受け付けない。）

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和2年3月5日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

落札の相手方の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に

記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月11日（水）午後3時

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟第7会議室

(3) 入札保証金

免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月11日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室シティセールス推進課

電話 048(829)1034 FAX 048(829)1018

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第314号

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 氏名 不詳
- 2 性別 男性
- 3 生年月日 不詳
- 4 住所・本籍 不詳
- 5 人相・特徴等
 - (1) 年齢 40～80歳位
 - (2) 身長 165cm（推定）
 - (3) 体格 不詳
 - (4) 頭髪 黒
 - (5) 身体特徴 右手小指 中節部より欠損
- 6 着衣・所持品等
 - (1) 着衣 灰色ジャンパー 灰色作業着ベスト フリース2枚
黒色長袖ポロシャツ 長袖肌着 長ズボン2枚 パンツ
靴下 黒色作業用スニーカー（サイズ26.5cm）
 - (2) 所持品 腕時計 眼鏡 鞆 財布 装身具 現金3,850円
- 7 発見状況等
 - (1) 発見日時 令和元年5月30日5時45分頃
 - (2) 発見場所 埼玉県さいたま市桜区大字田島3636番地付近竹藪内
 - (3) 発見状況 発見者は、現場付近にタケノコ狩りに来ていた通行人である。上記発見日時に竹の根元に横たわっている人のようなものを見かけたことから110番通報し、駆けつけた警察官が一部白骨化し縊頸した死亡者を発見した。
- 8 死亡の原因等
 - (1) 死亡日時 平成31年1月（推定）
 - (2) 死亡場所 埼玉県さいたま市桜区大字田島3636番地付近竹藪内
 - (3) 死 因 不詳
- 9 遺体の処置 令和2年2月6日に浦和斎場にて火葬に付し、埼玉県さいたま市緑区大字中野田1030番地「さいたま市営青山苑墓地」に仮納骨した。
- 10 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市桜区役所健康福祉部福祉課
 - (2) 電話 048-856-6164

さいたま市告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字高木字根貝戸287番16、大字中釘字根貝戸2338番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

3 許可番号

令和2年2月7日

第変2N30182号

4 検査済証番号

令和2年2月20日

第完-N30182号

さいたま市告示第316号

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業業務
- (2) 履行場所
さいたま市内
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「福祉サービス」又は「その他」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成27年4月1日から令和2年1月31日までの期間で、国（独立行政法人を含む。）若しくは地方公共団体と寝具乾燥の契約締結実績を有する者又は宿泊施設若しくは特別養護老人ホーム等の寝具類が常時必要な施設と寝具乾燥の契約締結実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
担当 三ノ輪 電話 048（829）1260
- (2) 交付期間
告示の日から令和2年3月9日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年3月13日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、洗濯乾燥消毒及び乾燥消毒それぞれの1件当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月18日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市浦和区役所1階介護認定審査会室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月18日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048（829）1260 FAX 048（829）1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第317号

さいたま市高齢者大学事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市高齢者大学事業業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区桜木町1-185-2のびのびプラザ大宮3階さいたま市シニアユニバーシティ活動ステーション外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」又は「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は人口20万人以上の地方公共団体と、生涯学習の講座等の開催に係る業務の契約実績があり、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階

さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課

担当 池田 電話 048（881）8627

(2) 交付期間

告示の日から令和2年3月9日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年3月13日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月18日（水）午後3時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4さいたま市浦和区役所介護認定審査会室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月18日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階

さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課

電話 048(881)8627 FAX 048(881)8637

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第318号

大宮駅西口第3-B地区市街地再開発組合により行われる、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第135条第1項に基づく掲示については、次のとおり行われることを、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第50条第2項の規定により告示する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 掲示を行う場所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目260番3

2 掲示に関する連絡先

埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目179番地

大宮駅西口第3-B地区市街地再開発組合事務所

電話：048-640-2605

さいたま市告示第319号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市大宮区大成町二丁目274番地
- (2) 氏名 株式会社ヤマギシライフコーポレーション 代表取締役 山岸 俊和

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区本郷町298番2
- (2) 指定の年月日 令和2年2月21日
- (3) 指定の番号 第北19-032号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 28.76m

さいたま市告示第320号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和2年 2月14日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 112台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/10	東浦和駅	埼玉県警13-3590875	SNI106985		
2020/02/10	南浦和駅東口	不明	XC180400889		
2020/02/10	西浦和駅	埼玉県警16-6476918	S6F104599		
2020/02/12	南浦和駅東口	埼玉県警16-6181369	A15AG09701		
2020/02/12	南浦和駅西口	不明	JQ18111418		
2020/02/12	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7544002	STPJA03718		
2020/02/12	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6182814	B5F00805		
2020/02/12	武蔵浦和駅	不明	VF19A02734		
2020/02/12	西浦和駅	埼玉県警15-5130662	S0I002282		
2020/02/13	南浦和駅東口	不明	WUD092016411E		
2020/02/13	南浦和駅東口	埼玉県警15-5293662	GC5A23168		
2020/02/13	武蔵浦和駅	埼玉県警19-195074380	D81230153		
2020/02/13	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8226042	STPIJ38267		
2020/02/13	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7323679	S7D051343		
2020/02/13	武蔵浦和駅	深川F-94186	P10CAC040263		
2020/02/13	武蔵浦和駅	埼玉県警14-4190510	SNK110166		
2020/02/13	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8280331	F170170509		
2020/02/13	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7171942	S7B023305		
2020/02/14	東浦和駅	埼玉県警17-7209116	A17AA79151		
2020/02/14	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8416493	A18AB07375		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/10	大宮駅東口	埼玉県警16-6239052	4H191622		
2020/02/10	大宮駅東口	埼玉県警19-191746155	F190279832		
2020/02/10	大宮駅東口	埼玉県警18-8286937	G180113457		
2020/02/10	大宮駅東口	埼玉県警11-1167952	OZ00135		
2020/02/10	大宮駅西口	埼玉県警19-194270461	B9E07571		
2020/02/10	宮原駅東口	埼玉県警19-193265987	SNTC07821		
2020/02/10	宮原駅東口	不明	JQ18095832		
2020/02/10	新都心駅東口	西232891	SZ12020275		
2020/02/12	大宮駅東口	埼玉県警17-7004841	K16JK10727		
2020/02/12	大宮駅東口	埼玉県警19-192046440	STRHF18824		
2020/02/12	大宮駅東口	埼玉県警17-7102085	V161216424		
2020/02/12	大宮駅東口	不明	FJA1E89054		
2020/02/12	大宮駅東口	埼玉県警14-4126292	B3L52811		
2020/02/12	大宮駅東口	埼玉県警19-193948855	H9SG02089		
2020/02/12	大宮駅東口	埼玉県警16-6000844	V151114622		
2020/02/12	大宮駅東口	埼玉県警4026104	2D14194		
2020/02/12	大宮駅東口	埼玉県警16-6116051	SPL127430		
2020/02/12	大宮駅西口	埼玉県警15-5511507	A14L01740		
2020/02/12	大宮駅西口	埼玉県警14-4332725	F140171317		
2020/02/12	大宮駅西口	埼玉県警17-7478060	S7J114491		
2020/02/12	大宮駅西口	埼玉県警17-7356600	S6A25445		
2020/02/12	宮原駅東口	埼玉県警18-8003079	A15AH33359		
2020/02/12	宮原駅東口	埼玉県警19-195183686	S7F023333		
2020/02/12	東大宮駅東口	埼玉県警17-7005752	S6LQ32199		
2020/02/12	東大宮駅東口	埼玉県警17-7442383	A17AA69334		
2020/02/12	新都心駅東口	埼玉県警18-8554540	SSJ012786		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/12	新都心駅東口	埼玉県警19-191108035	H7J51585		
2020/02/12	新都心駅東口	埼玉県警18-8217518	ZY8C060578		
2020/02/13	大宮駅東口	埼玉県警19-191276809	FC8K08273		
2020/02/13	大宮駅東口	埼玉県警18-8331033	T4BDG604		
2020/02/13	大宮駅西口	埼玉県警19-193013520	STF056931		
2020/02/13	東大宮駅東口	埼玉県警16-6255223	A16AD21167		
2020/02/13	東大宮駅東口	不明	A16AD97684		
2020/02/13	東大宮駅西口	石川県警察673658	V81217254		
2020/02/13	大和田駅	埼玉県警19-193278639	STSEF03189		
2020/02/13	新都心駅東口	不明	K161201611		
2020/02/14	大宮駅東口	不明	1777219Q9005174		
2020/02/14	大宮駅東口	不明	2017050727		
2020/02/14	大宮駅東口	埼玉県警16-6019906	A15AJ65798		
2020/02/14	大宮駅西口	埼玉県警15-5226480	A14AL23691		
2020/02/14	日進駅	不明	S2606024		
2020/02/14	新都心駅東口	埼玉県警16-6123104	VF15E02430		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/10	浦和駅西口	埼玉県警08-8403619	B7L66223		
2020/02/10	浦和駅西口	埼玉県警17-7011949	B6B09024		
2020/02/10	北浦和駅東口	埼玉県警12-2043720	S1I61712		
2020/02/10	北浦和駅東口	埼玉県警13-3160679	KEB30502017		
2020/02/10	北浦和駅西口	埼玉県警19-191426584	STRJF11070		
2020/02/10	新都心駅西口	埼玉県警02-2555806	DX13654		
2020/02/10	北与野駅	埼玉県警16-6542407	A15AJ51388		
2020/02/10	南与野駅	群馬県警30568172	S6H002179		
2020/02/12	浦和駅西口	埼玉県警17-7010502	STPJA04365		
2020/02/12	浦和駅西口	不明	JJ18A03696		
2020/02/12	北浦和駅西口	埼玉県警19-193041817	V181136873		
2020/02/12	中浦和駅	新宿E-90093	V180804981		
2020/02/12	与野本町駅	池上D-62828	B3E02893		
2020/02/13	浦和駅西口	埼玉県警08-8519486	AS80700144		
2020/02/13	浦和駅西口	埼玉県警06-6431809	CA5D3206		
2020/02/13	浦和駅西口	埼玉県警16-6130538	VF5H02934		
2020/02/13	浦和駅西口	埼玉県警18-8100122	V170707531		
2020/02/13	浦和駅西口	埼玉県警16-6498294	G2AC7832		
2020/02/13	北浦和駅西口	埼玉県警11-1046394	S0L60078		
2020/02/13	北浦和駅西口	埼玉県警18-8183157	SSA055200		
2020/02/13	北浦和駅西口	埼玉県警09-9087295	SY8K1204		
2020/02/13	北浦和駅西口	愛知県警19-4-26476	STJ056658		
2020/02/13	北浦和駅西口	宮城県警02685218	SQA018618		
2020/02/13	北浦和駅西口	埼玉県警19-195241783	LZ9C00631		
2020/02/13	与野駅東口	不明	QS9100681		
2020/02/13	与野駅東口	埼玉県警20-200201566	S9WK09896		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/13	与野駅西口	埼玉県警12-2268149	SMA041354		
2020/02/13	新都心駅西口	埼玉県警14-4615545	4XC2696		
2020/02/13	北与野駅	埼玉県警14-4244200	SX13052537		
2020/02/13	北与野駅	埼玉県警95-5064550	5A79545		
2020/02/14	浦和駅東口	埼玉県警18-8455487	SSE371014		
2020/02/14	北浦和駅東口	埼玉県警20-200189906	GC8I11877		
2020/02/14	北浦和駅東口	埼玉県警16-6312835	F160397315		
2020/02/14	北浦和駅西口	埼玉県警17-7153140	C7BJ9714		
2020/02/14	北浦和駅西口	埼玉県警19-190189112	SSJ047928		
2020/02/14	北浦和駅西口	埼玉県警17-7445271	A17AG31689		
2020/02/14	北浦和駅西口	埼玉県警16-6430766	A15AL47152		
2020/02/14	新都心駅西口	高津25 0422894	P- 190500794		
2020/02/14	北与野駅	埼玉県警11-1459387	1M03213		
2020/02/14	与野本町駅	埼玉県警14-4244924	STMKA10467		
2020/02/14	南与野駅	不明	S3D09422		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/12	浦和美園駅	石神井F-53784	G38G14566		
2020/02/12	浦和美園駅	埼玉県警19-195307547	9YC9748		
2020/02/12	浦和美園駅	埼玉県警17-7146709	H6H13718		
2020/02/12	浦和美園駅	埼玉県警15-5574154	SPG024032		
2020/02/12	岩槻駅	埼玉県警13-3178726	K121100469		
2020/02/12	東岩槻駅	埼玉県警17-7400182	SIJ00865		

合計: 109台

保管告示台帳(原動機付自転車)

No	撤去年月日	撤去場所	車両番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	R2年2月10日	浦和駅西口	大宮区 あ 3936	ヤマハジョグ ZREVOLUTION	黒	吉野原保管所	SA16J-908221
2	R2年2月13日	浦和駅西口	桜区 さ 5737	ホンダトゥデイ	青	吉野原保管所	AF67-1017834
3	R2年2月13日	浦和駅西口	浦和区 さ 3700	ヤマハジョグ	赤	吉野原保管所	SA36J-613562

さいたま市告示第321号

さいたま都市計画事業 沼下特定土地区画整理事業の事業計画（第6回変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項で準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和2年3月24日までにさいたま市長に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 縦覧期間

令和2年2月26日（水）から令和2年3月10日（火）

2 縦覧時間

午前9時00分から午後5時00分

3 縦覧場所

さいたま市都市局まちづくり推進部区画整理支援課内
（さいたま市中央区下落合2丁目18番6号）

さいたま市告示第322号

さいたま都市計画事業土呂農住特定土地区画整理事業の事業計画（第11回変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項で準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和2年3月24日までにさいたま市長に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 縦覧期間

令和2年2月26日（水）から令和2年3月10日（火）

2 縦覧時間

午前9時00分から午後5時00分

3 縦覧場所

さいたま市都市局まちづくり推進部区画整理支援課内
（さいたま市中央区下落合2丁目18番6号）

さいたま市告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区深作五丁目149番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年 8月 8日

第開 - N2019054号

4 検査済証番号

令和2年 2月21日

第完 - N2019054号

さいたま市告示第324号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和2年2月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) 早稲田イーライフ名古屋北

ア 事業所住所 愛知県名古屋市北区上飯田西町2丁目16番地

イ 事業種別 地域密着型通所介護

ウ 申請者 株式会社イーライフジャパン

エ 申請者住所 愛知県名古屋市北区上飯田西町2丁目16番地

オ 代表者 代表取締役 渡邊 幸二

カ 指定番号 2390300347

キ 指定年月日 令和元年10月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048-829-1265

さいたま市告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月26日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区桜田一丁目1759番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和2年2月13日
第 変 - S 3 0 0 9 9 号
- 4 検査済証番号
令和2年2月25日
第 完 - S 3 0 0 9 9 号

さいたま市告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市浦和区本太三丁目150番、151番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和元年5月10日
第 開 - S 2 0 1 9 0 0 5 号
- 4 検査済証番号
4 3 8 8 6
第 完 - S 2 0 1 9 0 0 5 号

さいたま市告示第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月26日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市浦和区上木崎二丁目22番1、22番2、22番32、22番33、22番34、22番35（うち第二工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和元年7月2日
第 開 - S 2 0 1 9 0 1 9 号
- 4 検査済証番号
令和2年2月25日
第 完 2 S 2 0 1 9 0 1 9 号

さいたま市告示第328号

令和元年台風第19号による被災納税者に対するさいたま市市税の申告等の期限を次のとおりとする。

令和2年2月26日

さいたま市長 清水 勇 人

令和元年11月19日付さいたま市告示第1033号において別途さいたま市告示で定めることとされている期日（法人の市民税に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

項番	対象となる申告等の期限		指定する期日
1	普通徴収の方法によって徴収する 個人の市民税に係る納期限	令和元年10月12日から 令和2年 3月 2日まで の間に到来するもの	令和2年3月31日
2	固定資産税及び都市計画税に係る 納期限		
3	特別徴収の方法によって徴収する 個人の市民税に係る納期限のうち 右に掲げる期日に到来するもの	令和元年11月11日	令和2年6月10日
		令和元年12月10日	
		令和2年 1月10日	
		令和2年 2月10日	
		令和2年 3月10日	
		令和2年 4月10日	
4	1の項から3の項までに掲げる期限以外の申告等の期限 (法人の市民税に係るものを除く)	令和2年 5月11日	令和2年3月31日

さいたま市告示第329号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月26日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字徳力字東734番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
平成30年11月21日
第開 - N30112号
- 4 検査済証番号
令和2年2月25日
第完 - N30112号

さいたま市告示第330号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区櫛引町二丁目38番、39番1、39番2、40番1、40番2、54番1、54番2、55番2、56番1、56番2、56番3（第2工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市北区櫛引町二丁目54番地 学校法人 深井学園 理事長 深井 明

3 許可番号

令和2年 2月 6日

第変 - N29153号

4 検査済証番号

令和2年 2月25日

第完2N29153号

さいたま市告示第331号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区宮原町一丁目533番1、533番4

さいたま市北区宮原町二丁目59番1、59番3（第一工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

埼玉県北足立郡伊奈町小室1035-2

社会福祉法人 悠々会 理事長 山岸 祐子

3 許可番号

令和2年 2月 6日

第変-N2019030号

4 検査済証番号

令和2年 2月26日

第完1N2019030号

さいたま市告示第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区大成町三丁目1番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

東日本旅客鉄道株式会社 新幹線統括本部 新幹線統括本部長 川合 正敏

3 許可番号

平成31年2月13日

第開-N30150号

4 検査済証番号

令和2年 2月26日

第完-N30150号

さいたま市告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市中央区大戸三丁目1097番1、1098番3、1098番4、1098番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年2月7日

第 変 - S 2 0 1 9 0 3 9 号

4 検査済証番号

令和2年2月26日

第 完 - S 2 0 1 9 0 3 9 号

さいたま市告示第334号

さいたま市水道局告示第23号

さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、設計、調査及び測量の業務の委託（以下「設計・調査・測量」という。）、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「土木施設維持管理」という。）、物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び不用品の買受等（以下「物品納入等」という。）及び建物管理等役務の提供に関する業務の委託（以下「業務委託」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めた告示（平成30年さいたま市告示第1103号及びさいたま市水道局告示第80号）17の規定に基づき追加の資格審査を実施するので、次のとおり公示する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

1 資格審査申請の受付

(1) 受付期間

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理（以下「建設工事等」という。）

(7) 申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに建設工事等のいずれにも登録がない事業所が、新たに建設工事等を申請する場合

令和2年4月1日から令和2年4月17日まで

(8) 申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに建設工事等のいずれかに登録がある事業所が、申請自治体としてさいたま市を追加する場合、又は、建設工事等の業種、業務等を追加する場合

令和2年4月1日から令和2年4月24日まで

イ 物品納入等及び業務委託

令和2年4月13日から令和2年4月24日まで

(2) 受付方法

ア 建設工事等

郵送による申請（持参不可）。各受付期間最終日の消印有効

イ 物品納入等及び業務委託

郵送による申請（持参不可）。令和2年4月24日消印有効

(3) 郵送先

ア 建設工事等

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県総務部入札審査課審査担当（工事）

イ 物品納入等及び業務委託

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

(4) その他

ア 建設工事等

平成31・32年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引第5回追加申請用によ

る。

イ 物品納入等及び業務委託

平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格審査申請の手引第3回追加申請用による。

2 競争入札参加資格の有効期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

さいたま市告示第335号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定により、大宮駅西口第3-A・D地区市街地再開発組合の設立認可を申請しようとする者から、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同法第15条第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定により、次のとおり公告し、当該区域を表示する図面を公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について、未登記の借地権を有する者は、同法第15条第2項において準用する同法第7条の3第3項の規定により、公告があった日から起算して30日以内にさいたま市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならないので留意されたい。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区桜木町二丁目

236番1、236番4、237番1、237番2、238番1、238番2、238番3、238番4、238番5、238番6、238番7、238番8、238番14、241番1、244番1、244番2、244番3、244番4、244番9、244番10、245番1、245番2、246番1、246番2、247番、248番、249番、251番2、281番、282番、283番、284番、285番1、285番3の一部、285番4、285番5、289番3、289番4、289番5、290番2、291番1、291番2、292番1、292番2、292番3、292番4、295番1、295番2、296番、297番1、297番2、297番3、298番1、298番2、299番、300番1、300番2、300番3、301番1、301番2、302番1、302番2、302番3、302番4、302番5、302番6、302番7、302番8、303番、304番、305番、306番、307番、308番1、308番2、308番3、308番4、308番5、308番6、308番7、309番、310番、311番1、311番2、312番、313番、314番、315番、316番、317番の一部、318番、319番、320番、321番、322番1、322番2、323番1、323番2、324番1、324番2、324番3の一部、324番5、570番、571番、577番1、578番、579番、580番、581番、582番、583番、584番、585番、586番、587番、587番2、587番3、588番、589番、590番、591番、593番の一部、597番の一部、598番の一部、601番の一部、602番、603番の一部、607番の一部、大宮岩槻線の一部、県道大宮停車場大成線の一部、国道17号線の一部、市道20002号線の一部、市道20003号線の一部、市道20004号線の一部、市道20005号線の一部、市道20006号線の一部、市道20008号線、市道20009号線の一部

2 施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所及び借地権申告書の提出先

さいたま市都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所

（さいたま市大宮区錦町682番地2 大宮情報文化センター（JACK大宮）6階）

3 縦覧期間

令和2年2月27日（木）から令和2年3月12日（木）まで

（但し土曜日、日曜日除く。）

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 連絡先

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

- (1) 担当 都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所管理係
- (2) 電話 048（778）8452

さいたま市告示第336号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、さいたま都市計画大宮駅西口第3-A・D地区第一種市街地再開発事業の都市計画を決定した旨の告示があったので、同法第57条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 市街地開発事業の種類及び名称

さいたま都市計画大宮駅西口第3-A・D地区第一種市街地再開発事業

2 都市計画法第57条第2項本文の規定による届け出の相手方の氏名及び住所

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

3 届出をすべき土地の所在

さいたま市大宮区桜木町二丁目

236番1、236番4、237番1、237番2、238番1、238番2、238番3、238番4、238番5、238番6、238番7、238番8、238番14、241番1、244番1、244番2、244番3、244番4、244番9、244番10、245番1、245番2、246番1、246番2、247番、248番、249番、251番2、281番、282番、283番、284番、285番1、285番3の一部、285番4、285番5、289番3、289番4、289番5、290番2、291番1、291番2、292番1、292番2、292番3、292番4、295番1、295番2、296番、297番1、297番2、297番3、298番1、298番2、299番、300番1、300番2、300番3、301番1、301番2、302番1、302番2、302番3、302番4、302番5、302番6、302番7、302番8、303番、304番、305番、306番、307番、308番1、308番2、308番3、308番4、308番5、308番6、308番7、309番、310番、311番1、311番2、312番、313番、314番、315番、316番、317番の一部、318番、319番、320番、321番、322番1、322番2、323番1、323番2、324番1、324番2、324番3の一部、324番5、570番、571番、577番1、578番、579番、580番、581番、582番、583番、584番、585番、586番、587番、587番2、587番3、588番、589番、590番、591番、593番の一部、597番の一部、598番の一部、601番の一部、602番、603番の一部、607番の一部、大宮岩槻線の一部、県道大宮停車場大成線の一部、国道17号線の一部、市道20002号線の一部、市道20003号線の一部、市道20004号線の一部、市道20005号線の一部、市道20006号線の一部、市道20008号線、市道20009号線の一部

さいたま市告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称 (氏 名)	所 在 地	開設者名	指定年月日
よしはら眼科	さいたま市南区南浦和3-14-17	吉原 睦	R02.02.01
鶴岡医院	さいたま市見沼区御蔵504-1	川辺 優子	R02.01.01
つばき耳鼻咽喉科	さいたま市見沼区大和田町1-959-2	椿 恵樹	R02.01.01
南中野整形外科クリニック	さいたま市見沼区南中野600-2	医療法人 真春会	R01.12.01
医療法人 健栄会 保科クリニック	さいたま市桜区田島1-7-21-3	医療法人 健栄会	R02.01.30
すずかけのき埼玉クリニック	さいたま市緑区美園4-14-1 ラ・ルーチェ美園1階B号室	医療法人社団 創進会	R02.02.01
おおみや生協訪問看護ステーション	さいたま市西区指扇1070	医療生協さいたま生活協同組合	R01.06.01

さいたま市告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
セイムス上木崎薬局	名称変更	あい薬局 上木崎店	セイムス上木崎薬局	R01.12.25
ニーズ訪問看護リハビリステーション西大宮	所在地変更	さいたま市西区三橋6-1617-1 ボヌール21 2階201号室	さいたま市西区西大宮1-55-4	R01.10.01
プラム薬局下落合店	名称変更	スマイル下落合薬局	プラム薬局下落合店	R02.01.23
プラム薬局針ヶ谷店	名称変更	スマイル針ヶ谷薬局	プラム薬局針ヶ谷店	R02.01.23
セイムス与野たつみ薬局	名称変更	与野たつみ薬局	セイムス与野たつみ薬局	R01.12.24
セイムス浦和松木薬局	名称変更	三室薬局	セイムス浦和松木薬局	R01.12.26

さいたま市告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
南中野整形外科クリニック	さいたま市見沼区南中野 6 0 0 - 2	R01.11.30
鶴岡医院	さいたま市見沼区御蔵 5 0 4 - 1	R01.12.31
慈恩寺診療所	さいたま市岩槻区慈恩寺 2 5 0 - 1	R02.01.29
つばき耳鼻咽喉科	さいたま市見沼区大和田町 1 - 9 5 9 - 2	R01.12.31
サイトウ薬局 北浦和西口店	さいたま市浦和区北浦和 4 - 3 - 1 かとれあビル	R02.01.11

さいたま市告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	休止年月日
浦和訪問看護ステーション	さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 1 8	H30.04.01

さいたま市告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏 名	住 所	名 称	所 在 地	指定年月日
中村 謙一郎	-	-	-	R02.01.16

さいたま市告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定施術者から変更の届出があったので生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏 名	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
坂巻 秀宣	施術所名称	カナオ治療院	りょうま治療院	R02.01.30
坂巻 秀宣	施術所所在地	川越市並木 8 6 4	さいたま市西区三橋 6 - 2 9 - 2	R02.01.30

さいたま市告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（変更）

名 称	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変更年月日
セイムス浦和松木薬局	名称変更	三室薬局	セイムス浦和松木薬局	居宅療養管理指導	R01.12.26
セイムス浦和松木薬局	名称変更	三室薬局	セイムス浦和松木薬局	介護予防居宅療養管理指導	R01.12.26
セイムス与野たつみ薬局	名称変更	与野たつみ薬局	セイムス与野たつみ薬局	居宅療養管理指導	R01.12.24
セイムス与野たつみ薬局	名称変更	与野たつみ薬局	セイムス与野たつみ薬局	介護予防居宅療養管理指導	R01.12.24
居宅介護ささえあい	所在地変更	さいたま市浦和区岸町7-4-20 -1203	さいたま市浦和区仲町3-2-1-101	居宅介護支援	R02.01.25
セイムス上木崎薬局	名称変更	あい薬局 上木崎店	セイムス上木崎薬局	居宅療養管理指導	R01.12.25
セイムス上木崎薬局	名称変更	あい薬局 上木崎店	セイムス上木崎薬局	介護予防居宅療養管理指導	R01.12.25

さいたま市告示第344号

さいたま市地区計画等案作成手続条例（平成13年条例第241号）第2条の規定に基づき地区計画等の原案を縦覧に供する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇人

- 1 地区計画等の原案のうち種類、名称、位置及び区域
 - (1) 種類 さいたま都市計画地区計画
 - (2) 名称、位置及び区域
 - 名称 大宮駅西口第四地区地区計画
 - 位置 さいたま市大宮区桜木町1丁目及び錦町の各一部
 - 区域 約9.2ha
- 2 地区計画等の原案の縦覧場所
 - さいたま市都市局都市計画部都市計画課
 - さいたま市都市局北部都市・公園管理事務所管理課
 - さいたま市都市局南部都市・公園管理事務所管理課
- 3 縦覧期間
 - 令和2年2月27日（木）から令和2年3月12日（木）まで
 - ただし、土・日曜日は除く。
- 4 原案の意見書提出期間
 - 令和2年2月27日（木）から令和2年3月19日（木）まで
 - ただし、土・日曜日は除く。
- 5 原案の意見書の提出先
 - さいたま市長 清水 勇人

さいたま市告示第345号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和2年1月16日さいたま市告示第79号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札
 - (1) 整理番号 2-0300-29
 - (2) 件名 さいたま市青少年宇宙科学館清掃業務
 - (3) 履行場所 さいたま市浦和区駒場2-3-45
- 2 中止とした理由
仕様書に誤りがあったため。

さいたま市告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字南中野字堀込843番2、843番3、844番7、844番40

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年 2月12日

第変2N2019110号

4 検査済証番号

令和2年 2月26日

第完-N2019110号

さいたま市告示第347号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年3月3日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
2月 21日	猫	桜区道場	雑種	オス	茶白	8~12歳	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第348号

さいたま市地価公示に関する図書閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地価公示に関する図書閲覧規程の一部を改正する告示

さいたま市地価公示に関する図書閲覧規程（平成13年さいたま市告示第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(閲覧場所)</p> <p>第2条 図書の閲覧場所は、<u>さいたま市図書館条例</u>（平成13年さいたま市条例第123号。以下「<u>図書館条例</u>」という。）第2条第1項に規定する<u>図書館及び同条第2項に規定する分館</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(閲覧方法)</p> <p>第3条 図書の閲覧は、<u>国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</u>（平成15年国土交通省令第25号）第11条の規定により、<u>インターネットを利用して表示する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(閲覧時間)</p> <p>第4条 図書の閲覧時間は、<u>図書館条例第7条</u>に規定する<u>利用時間</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(休日)</p> <p>第5条 閲覧場所の休日は、<u>図書館条例第6条</u>に規定する<u>休館日</u>とする。</p> <p>第6条 [略]</p> <p>第7条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(閲覧場所)</p> <p>第2条 図書の閲覧場所は、<u>市の都市・公園管理事務所、区役所、図書館等</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(閲覧時間)</p> <p>第3条 図書の閲覧時間は、<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>とする。<u>ただし、図書館に係る当該閲覧時間については、さいたま市図書館条例</u>（平成13年さいたま市条例第123号）第6条に規定する<u>時間</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(休日)</p> <p>第4条 閲覧場所の休日は、<u>さいたま市の休日</u>を定める<u>条例</u>（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日とする。<u>ただし、図書館に係る当該休日については、さいたま市図書館条例第5条</u>に規定する<u>休館日</u>とする。</p> <p>第5条 [略]</p> <p>第6条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(図書の持出禁止)</p>

<p>(閲覧の停止等)</p> <p>第8条 係員は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1) 係員の指示に従わない者</p> <p>(2) [略]</p>	<p><u>第7条 図書は、閲覧場所以外に持ち出してはならない。</u></p> <p>(閲覧の停止等)</p> <p>第8条 係員は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1) <u>この告示又は係員の指示に従わない者</u></p> <p>(2) <u>図書を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p>(3) [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市地価公示に関する図書閲覧規程の規定は、この告示の施行の日以後に送付を受けた図書について適用し、同日前に送付を受けた図書については、なお従前の例による。

さいたま市告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字佐知川字後谷902番、903番2、903番3、903番4、904番2、904番3、904番4、904番5、905番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目2番2号

株式会社 飯田産業 代表取締役 千葉 雄二郎

3 許可番号

令和2年 2月 7日

第変2N2019118号

4 検査済証番号

令和2年 2月27日

第完-N2019118号

さいたま市告示第350号

再生コピー用紙（A3）（単価契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

再生コピー用紙（A3）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所、各市立学校及び市内保育園

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 12,581箱（18,871,500枚）

イ 特質等 入札説明書による。

(4) 納入期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の物品納入等種目分類表「事務用品・什器」内の営業種目「紙製品」で掲載され、かつ、本市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和2年3月9日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年3月13日（金）及び令和2年3月16日（月）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月18日（水）午後2時10分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月18日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局総務部総務課
電話 048（829）1085 FAX 048（829）1983

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和2年度歳入歳出予算が令和2年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和2年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第351号

MR I 周辺機器外1件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア MR I 周辺機器

イ I V R - C T 周辺機器

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和2年3月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療福祉器材」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(5) 平成29年4月1日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048（873）4274

(2) 交付期間

告示の日から令和2年3月6日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年3月10日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額

の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(7) 1(1)アの物品 令和2年3月12日（木）午前10時00分

(イ) 1(1)イの物品 令和2年3月12日（木）午前10時10分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院別館2階会議室3

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月12日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第352号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の供用開始について、次のとおり告示する。

令和2年2月28日

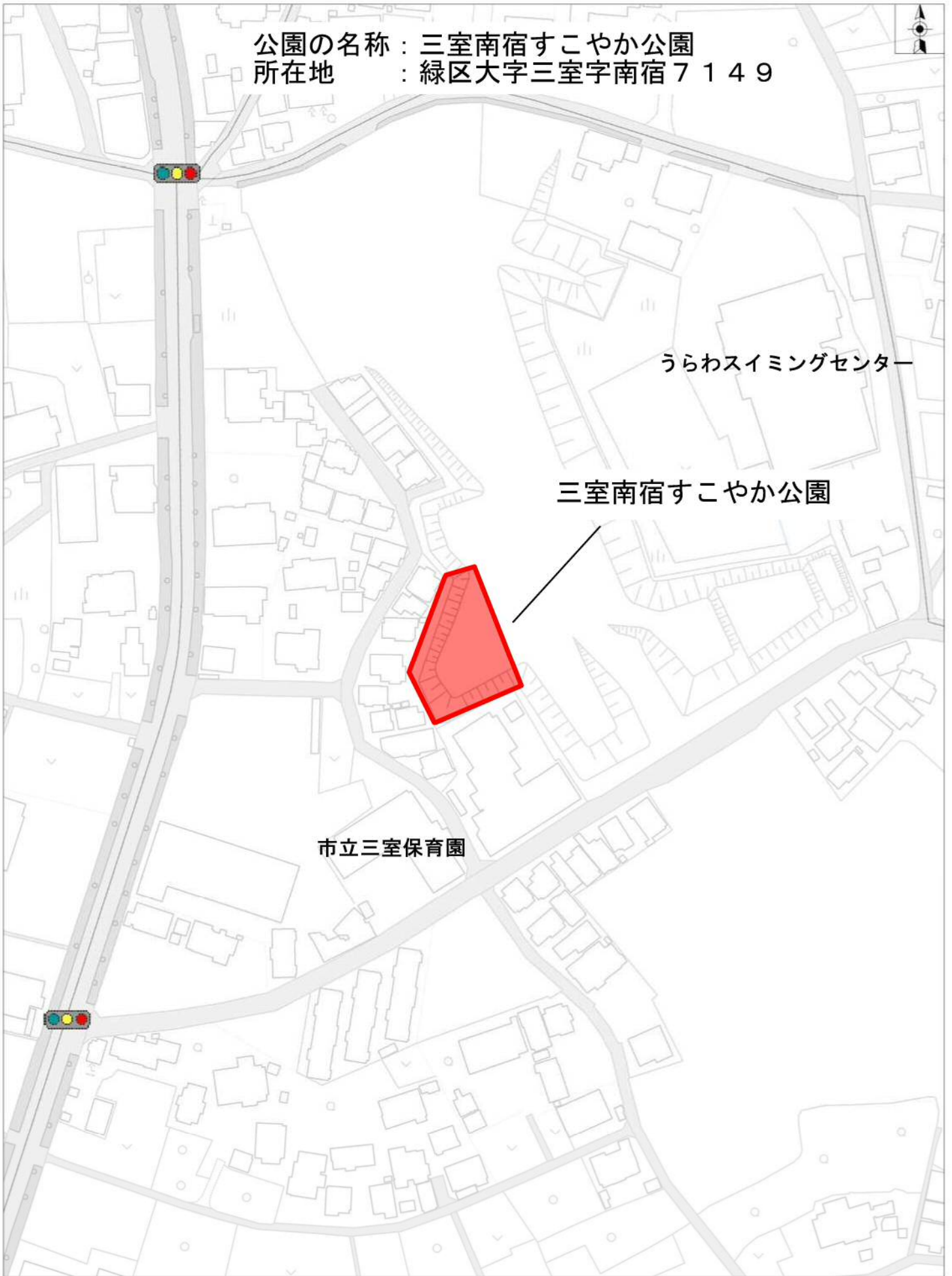
さいたま市長 清水 勇 人

1 供用開始する公園

番号	名称	位置	区域	供用開始の期日
1	三室南宿すこやか公園	緑 区 大 字 三 室 字 南 宿 7 1 4 9	別添図面 のとおり	令和2年2月28日

案 内 図

公園の名称 : 三室南宿すこやか公園
所在地 : 緑区大字三室字南宿 7 1 4 9



1/1500



さいたま市告示第353号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告した一般競争入札について、次のとおり変更する。

令和2年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更する一般競争入札

(1) 令和2年2月10日さいたま市告示第239号

ア 契約整理番号 31-4484-30
工事名 南部第10処理分区下水道工事（南再-R2S-3301）

イ 契約整理番号 31-4468-16
工事名 準用河川油面川排水機場建築工事

ウ 契約整理番号 31-4384-35
工事名 けやき台ポンプ場土木・建築工事（北再-R1-410）

(2) 令和2年2月21日さいたま市告示第305号

ア 契約整理番号 31-4368-35
工事名 滝沼排水路整備工事（北河R2）

イ 契約整理番号 31-4365-124
工事名 道路修繕工事（R2市道30324号線）

ウ 契約整理番号 31-4384-38
工事名 芝川第8処理分区外下水道工事（北再-R2S-3301）

エ 契約整理番号 31-4384-37
工事名 芝川第10-3処理分区下水道工事（北再-R2S-3302）

オ 契約整理番号 31-1748-1
工事名 さいたま市堆積土砂排除工事

カ 契約整理番号 31-4456-68
工事名 暮らしの道路整備工事（市道N454号線外1路線）

キ 契約整理番号 31-4487-54
工事名 芝川右岸第1-2排水区下水道工事（南建-R1-2004）

ク 契約整理番号 31-4365-117
工事名 道路修繕工事（R2市道イワ108号線）

ケ 契約整理番号 31-4487-55
工事名 浦和第1処理分区下水道工事（南建-R2S-1301）

コ 契約整理番号 31-4487-56
工事名 芝川左岸第4排水区下水道工事（南建-R1-2005）

サ 契約整理番号 31-5207-82
工事名 さいたま市立与野本町小学校校舎（②棟・⑥棟）大規模改修（電気設備）工
事

(3) 令和2年2月21日さいたま市告示第306号

ア 契約整理番号 31-5207-83

さいたま市告示一覧（令和2年2月16日から同月29日まで）

工事名 さいたま市立与野本町小学校校舎（②棟・⑥棟）大規模改修（機械設備）工
事

イ 契約整理番号 31-4762-16

工事名 中央消防署建設（電気設備）工事

ウ 契約整理番号 31-4762-17

工事名 中央消防署建設（機械設備）工事

(4) 令和2年2月21日さいたま市告示第307号

ア 契約整理番号 31-3162-30

工事名 （仮称）丸ヶ崎5号公園整備工事

イ 契約整理番号 31-3162-31

工事名 令和2年度（仮称）内野本郷第1公園整備工事

ウ 契約整理番号 31-3162-32

工事名 （仮称）大門第二1号街区公園整備工事

(5) 令和2年2月21日さいたま市告示第308号

ア 契約整理番号 31-4387-79

工事名 岩槻第4処理分区下水道工事（北建-R2S-1303）

イ 契約整理番号 31-4387-78

工事名 芝川第6処理分区下水道工事（北建-R2S-1302）

ウ 契約整理番号 31-4387-77

工事名 芝川第9-1処理分区下水道工事（北建-R2S-1301）

(6) 令和2年2月21日さいたま市告示第309号

ア 契約整理番号 31-4387-76

工事名 岩槻第1-2処理分区下水道工事（北建-R2S-1304）

イ 契約整理番号 31-4384-36

工事名 岩槻第4処理分区下水道工事（北再-R2S-3303）

ウ 契約整理番号 31-4368-39

工事名 鴻沼川流域貯留浸透施設整備工事（桜木公園）

(7) 令和2年2月21日さいたま市告示第310号

ア 契約整理番号 31-4365-118

工事名 スマイルロード整備工事（R2主要地方道さいたま春日部線外）

イ 契約整理番号 31-4365-122

工事名 道路修繕工事（R2主要地方道さいたま幸手線）

ウ 契約整理番号 31-4365-119

工事名 スマイルロード整備工事（R2市道32546号線）

エ 契約整理番号 31-4365-120

工事名 道路修繕工事（R2市道40219号線）

(8) 令和2年2月21日さいたま市告示第311号

ア 契約整理番号 31-4365-132

工事名 スマイルロード整備工事（R2一般県道新方須賀さいたま線）

- イ 契約整理番号 31-4365-123
工事名 道路修繕工事（R2市道30203号線外）
- ウ 契約整理番号 31-4365-121
工事名 道路修繕工事（R2市道30925号線）

2 変更する箇所

「

その他	
-----	--

」欄に「本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。」を追加する。

さいたま市告示第354号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和2年 2月21日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 107台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/17	南浦和駅東口	埼玉県警15-5178990	ND4K01104		
2020/02/17	南浦和駅西口	埼玉県警17-7010779	RT6G05262		
2020/02/17	南浦和駅西口	不明	G100808810		
2020/02/17	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7201723	S7C210895		
2020/02/17	武蔵浦和駅	埼玉県警19-194093268	A13AH49676		
2020/02/17	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6508170	A16AG21925		
2020/02/17	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7324696	A16AK02437		
2020/02/17	武蔵浦和駅	埼玉県警14-4066778	B3J72643		
2020/02/17	武蔵浦和駅	不明	G140901794		
2020/02/18	南浦和駅東口	埼玉県警18-8100415	A18AA41151		
2020/02/18	武蔵浦和駅	埼玉県警13-3454671	STMFA05715		
2020/02/18	武蔵浦和駅	埼玉県警19-192691532	F90154164		
2020/02/18	武蔵浦和駅	埼玉県警14-4250749	B3K28768		
2020/02/18	西浦和駅	埼玉県警13-3158882	SD12061996		
2020/02/19	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5279716	SPA084661		
2020/02/20	東浦和駅	埼玉県警13-3362554	A13AF30772		
2020/02/20	南浦和駅東口	埼玉県警17-7313562	A17MC03994		
2020/02/20	南浦和駅東口	埼玉県警09-9293003	B7K76063		
2020/02/20	西浦和駅	埼玉県警19-190184293	H8J21721		
2020/02/21	東浦和駅	埼玉県警18-8361237	A18AC01169		
2020/02/21	南浦和駅東口	埼玉県警14-4496549	SNJ746599		
2020/02/21	南浦和駅西口	埼玉県警17-7017110	S606150161		
2020/02/21	南浦和駅西口	埼玉県警99-9344254	C69M3714		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/17	大宮駅西口	不明	F190779372		
2020/02/17	大宮駅西口	埼玉県警18-8383043	V180910840		
2020/02/17	大宮駅西口	埼玉県警18-8277626	B8C67386		
2020/02/17	大宮駅西口	埼玉県警08-8559957	YJ7084231		
2020/02/17	宮原駅東口	不明	YZ5F000885		
2020/02/17	東大宮駅東口	新潟県警51-031822	GC7B03265		
2020/02/17	東大宮駅東口	埼玉県警19-195164517	STI027381		
2020/02/17	東大宮駅東口	愛知県警19-ナ-85405	87L66830		
2020/02/17	東大宮駅東口	埼玉県警18-8478384	S76055255		
2020/02/17	大和田駅	埼玉県警16-6326154	F081023443		
2020/02/18	大宮駅東口	埼玉県警01-1184726	SBB26776		
2020/02/18	大宮駅西口	埼玉県警17-7404005	S7D207913		
2020/02/18	大宮駅西口	埼玉県警12-2619056	SMH056494		
2020/02/18	吉野原駅	不明	FJA0K47429		
2020/02/19	大宮駅東口	不明	G130811253		
2020/02/19	大宮駅東口	埼玉県警18-8285038	WBK855034M		
2020/02/19	大宮駅東口	埼玉県警18-8217914	S1806944		
2020/02/19	大宮駅西口	埼玉県警13-3119402	H1E39682		
2020/02/19	大宮駅西口	埼玉県警12-2183656	FJA1195800		
2020/02/19	大宮駅西口	埼玉県警18-8469242	F180686085		
2020/02/19	大宮駅西口	埼玉県警19-191250885	B9F48366		
2020/02/19	大宮駅西口	埼玉県警15-5140715	4XC0952		
2020/02/19	大宮駅西口	埼玉県警13-3623215	A13AL18802		
2020/02/19	大宮駅西口	埼玉県警18-8382058	J180901980		
2020/02/19	新都心駅東口	埼玉県警14-4000843	SNL206827		
2020/02/20	大宮駅西口	埼玉県警14-4194906	A134K04810		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/20	大宮駅西口	埼玉県警09-9467043	LHT00784		
2020/02/20	大宮駅西口	埼玉県警13-3414492	SND031980		
2020/02/20	土呂駅西口	埼玉県警14-4482548	LY14E01292		
2020/02/20	東大宮駅東口	埼玉県警05-5241573	KL50345320		
2020/02/20	東大宮駅東口	埼玉県警18-8207277	GC8C02284		
2020/02/20	東大宮駅東口	埼玉県警19-191745892	F190186542		
2020/02/20	東大宮駅東口	埼玉県警15-5213342	S0L061165		
2020/02/20	東大宮駅西口	埼玉県警18-8117263	FC7K09706		
2020/02/21	大宮駅東口	埼玉県警20-201035600	S9WK08722		
2020/02/21	大宮駅東口	埼玉県警18-8186200	GZ7L01922		
2020/02/21	西大宮駅南口	埼玉県警18-8167167	A17AK70900		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/17	浦和駅西口	不明	SSK306465		
2020/02/17	北浦和駅東口	埼玉県警12-2587742	H7D82329		
2020/02/17	北浦和駅西口	埼玉県警18-8322390	G171026606		
2020/02/17	北浦和駅西口	埼玉県警11-1368736	TF1B36817		
2020/02/17	北浦和駅西口	赤羽F-18752	SNA025400		
2020/02/17	与野駅西口	埼玉県警20-200180305	STE046490		
2020/02/17	与野駅西口	埼玉県警18-8442476	SC600939		
2020/02/17	南与野駅	埼玉県警06-6309182	MT50200343		
2020/02/17	南与野駅	埼玉県警15-5518995	F50608261		
2020/02/18	浦和駅東口	埼玉県警17-7273476	A16M126959		
2020/02/18	浦和駅西口	埼玉県警19-192697310	STB313537		
2020/02/18	北浦和駅東口	埼玉県警16-6229079	B5F54393		
2020/02/18	北浦和駅東口	埼玉県警18-8018465	H7H17474		
2020/02/18	北浦和駅西口	埼玉県警19-194029748	H9H49768		
2020/02/18	南与野駅	埼玉県警09-9428856	KLA9026336		
2020/02/19	北浦和駅西口	埼玉県警15-5012691	S0K088082		
2020/02/19	与野駅西口	埼玉県警16-6381171	VF6C02629		
2020/02/19	与野本町駅	不明	KAC0542997		
2020/02/19	南与野駅	埼玉県警14-4035901	S3A01814		
2020/02/20	浦和駅東口	埼玉県警19-191026306	7X24013		
2020/02/20	浦和駅東口	埼玉県警11-1267493	11C3441		
2020/02/20	北浦和駅東口	田無L-64343	S7F027797		
2020/02/20	北浦和駅東口	埼玉県警19-192479851	A19PA25545		
2020/02/20	北浦和駅西口	埼玉県警14-4558124	1C780306C		
2020/02/20	北浦和駅西口	埼玉県警19-191818709	GZ9A02802		
2020/02/20	北浦和駅西口	埼玉県警16-6525454	B6J89719		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/20	北浦和駅西口	埼玉県警19-191422201	A18AA04755		
2020/02/20	北浦和駅西口	埼玉県警19-194552980	V190306275		
2020/02/20	与野駅東口	埼玉県警16-6246733	H5J65070		
2020/02/20	北与野駅	埼玉県警11-1364058	CA0BF088		
2020/02/20	北与野駅	埼玉県警14-4373041	GA4E26292		
2020/02/21	北浦和駅東口	埼玉県警17-7011021	STPIA04000		
2020/02/21	北浦和駅西口	埼玉県警20-200144210	ZY9L108284		
2020/02/21	北与野駅	埼玉県警18-8165925	H7J21710		
2020/02/21	南与野駅	埼玉県警19-193044123	STA341536		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/02/17	岩槻駅	埼玉県警19-192774659	STE013662		
2020/02/17	岩槻駅	埼玉県警11-1025182	2Y00391		
2020/02/17	岩槻駅	埼玉県警17-7217501	GC6K29648		
2020/02/17	岩槻駅	埼玉県警18-8198869	SVSA01878		
2020/02/18	岩槻駅	埼玉県警16-6173798	SPL030976		
2020/02/19	岩槻駅	不明	JQ19110902		
2020/02/19	東岩槻駅	埼玉県警16-6136144	F151092427		
2020/02/19	東岩槻駅	埼玉県警09-9144371	9A03725		
2020/02/20	岩槻駅	埼玉県警16-6473287	S6H040265		
2020/02/20	岩槻駅	東京湾岸A-60490	R708T01939		
2020/02/21	岩槻駅	埼玉県警19-193220231	GG9C10152		

合計：106台

保管告示台帳(原動機付自転車)

No	撤去年月日	撤去場所	車両番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	2月20日	北浦和駅東口	浦和区 さ946	ホンダ D I O	黒	吉野原保管所	AF27-2456228